

# 健康日本21(第二次)の概要

- 平成25年度から平成34年度までの国民健康づくり運動を推進するため、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成15年厚生労働大臣告示)を改正するもの。
- 第一次健康日本21(平成12年度～平成24年度)では、具体的な目標を健康局長通知で示していたが、目標の実効性を高めるため、大臣告示に具体的な目標を明記。

## 健康の増進に関する基本的な方向

### ① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

- ・生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。
- ・国は、生活習慣病の総合的な推進を図り、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

### ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPDに対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進。
- ・国は、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

### ③ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

- ・自立した日常生活を営むことを目指し、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進。
- ・国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援等を推進。

### ④ 健康を支え、守るための社会環境の整備

- ・時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備。
- ・国は、健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進。

### ⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善

- ・上記を実現するため、各生活習慣を改善するとともに、国は、対象者ごとの特性、健康課題等を十分に把握。

## 具体的な目標

○ 5つの基本的方向に対応して、**53項目**にわたる具体的な目標を設定する。

基本的な方向	具体的な目標の例（括弧内の数値は現状）	目標
① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小	○日常生活に制限のない期間の平均 （男性70.42年、女性73.62年）	➡ 平均寿命の増加分を上回る増加
② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 （がん、循環器疾患、糖尿病、COPDの予防）	○75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少 （84.3(10万人当たり)）	➡ 73.9(10万人当たり)
	○最高血圧の平均値 （男性138mmHg、女性133mmHg）	➡ 男性134mmHg、 女性129mmHg
	○糖尿病合併症の減少(16,271人)	➡ 15,000人
③ 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上 （心の健康、次世代の健康、高齢者の健康を 増進）	○強いうつや不安を感じている者(10.4%)	➡ 9.4%
	○低出生体重児の割合の減少(9.6%)	➡ 減少傾向へ
	○認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の 向上(0.9%)	➡ 10%
④ 健康を支え、守るための社会環境の整備	○健康づくりに関する活動に取り組み自発的に 情報発信を行う企業数の増加(420社)	➡ 3000社
⑤ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、 喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の 改善及び社会環境の改善	○20～60歳代男性の肥満者の割合(31.2%)	➡ 28%(自然増から15%減)
	○食塩摂取量(10.6g)	➡ 8グラム
	○20～64歳の日常生活での歩数(男性7841歩、 女性6883歩)	➡ 男性9000歩、 女性8500歩
	○生活習慣病のリスクを高める量(1日当たり 純アルコール摂取量男性40g、女性20g以上) の飲酒者割合の減少(男性16.7%、女性7.4%)	➡ 男性14.0%、 女性6.3%
	○成人の喫煙率(19.5%)	➡ 12%
	○80歳で20歯以上の歯を有する者の割合(25%)	➡ 50%

## その他

- 都道府県及び市町村は、独自に重要な課題を選択して、目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施。(PDCAサイクルの実施)
- 国は、生活習慣病の改善のほか、社会環境の改善に関する調査研究を企画し、推進。
- 各保健事業者は、各種健診の実施主体間で、個人の健康情報の共有を図るなど、健康に関する対策を効率的かつ効果的に実施。
- 国、地方公共団体は、企業、団体等が行う健康増進に向けた自発的な取り組みを支援。

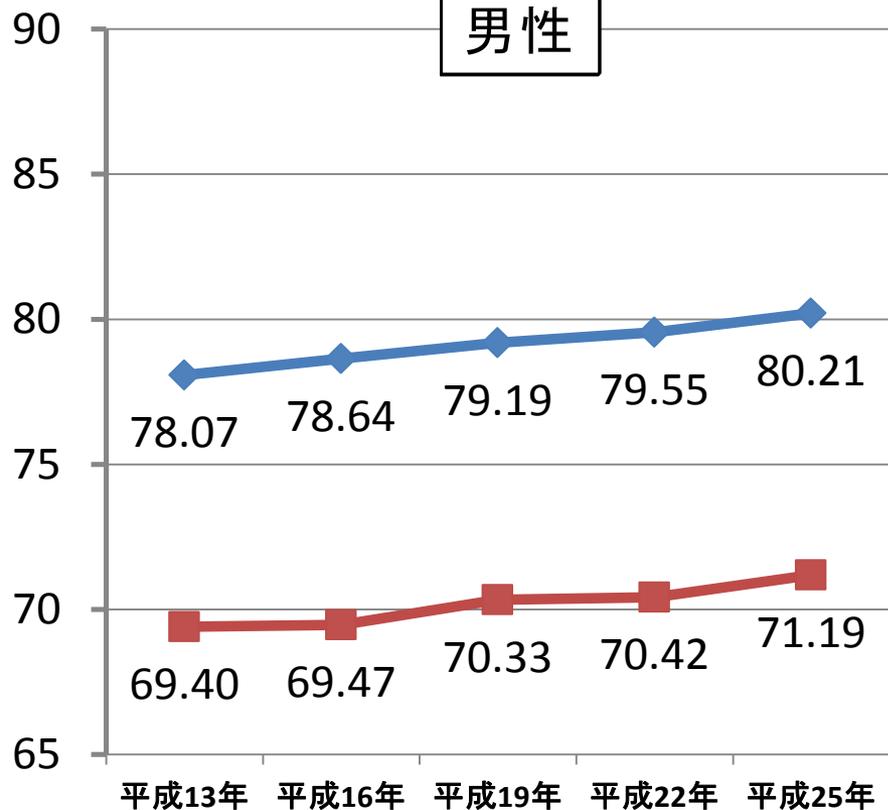
# 平均寿命と健康寿命の推移

◆ 平均寿命

■ 健康寿命

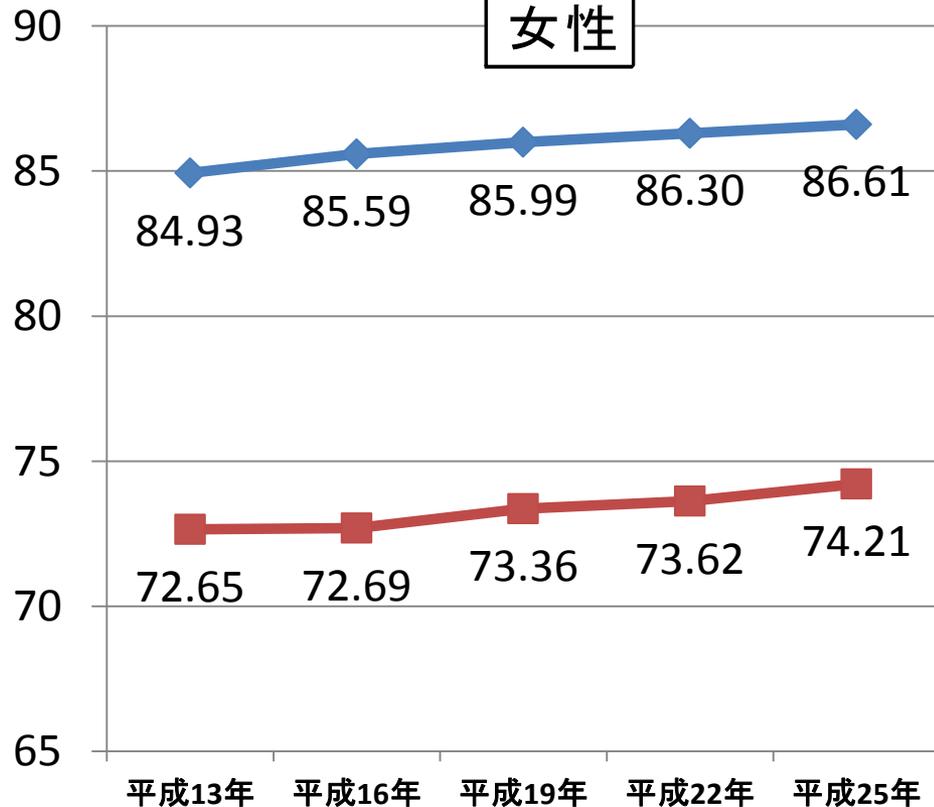
(年)

男性



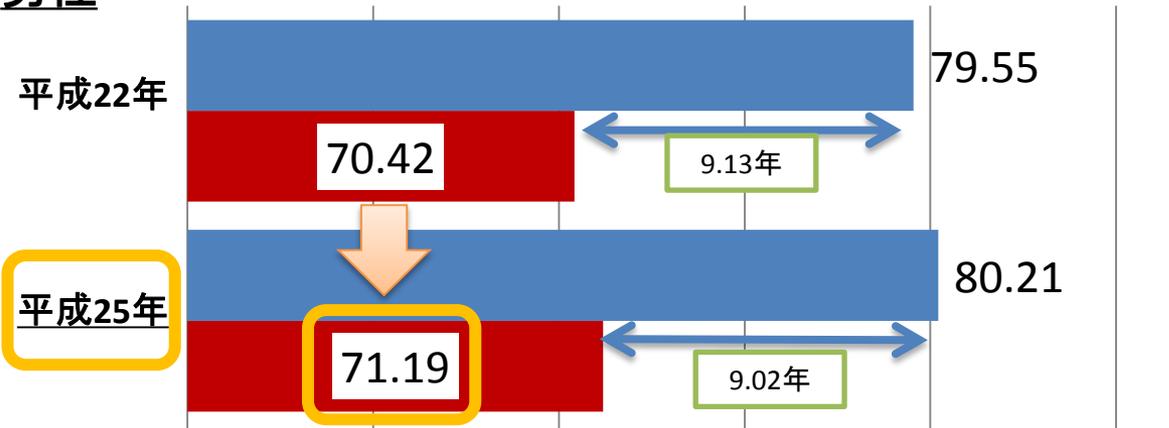
(年)

女性



# 健康寿命とは：日常生活に制限のない期間

## 男性



○平成25年の健康寿命は  
男性71.19年、女性74.21年

○健康寿命は  
男性0.78年、女性0.59年延伸  
(対平成22年)

○日常生活に制限のある期間は  
男性0.11年、女性0.28年短縮  
(対平成22年)

## 女性



■ 平均寿命 ■ 健康寿命

【資料】  
○平均寿命：厚生労働省「平成22年完全生命表」「平成25年簡易生命表」  
○健康寿命：厚生労働省「平成22年/平成25年簡易生命表」  
厚生労働省「平成22年/平成25年人口動態統計」  
厚生労働省「平成22年/平成25年国民生活基礎調査」  
総務省「平成22年/平成25年推計人口」  
より算出

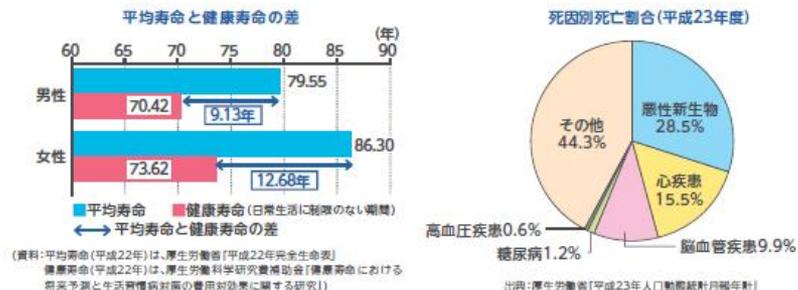
※健康日本21(第二次)の目標：平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（平成34年度）  
日本再興戦略及び健康・医療戦略の目標：「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸」（平成32年）

## 「健康寿命」ってなに？

「健康寿命」とは、人の寿命における「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」を意味します。

平成22年の調査によると、日本の平均寿命は男性79.55歳、女性86.30歳となっていますが、「健康寿命」は男性70.42歳、女性73.62歳であり、男女とも平均寿命と「健康寿命」との間に10歳前後の差があります。

疾病予防と健康増進、介護予防などによって、平均寿命と「健康寿命」の差を短縮することができれば、国民がより健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現につながります。



さらに詳しい情報は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください ▶ <http://www.mhlw.go.jp/>

## 健康日本21が掲げる目標例

国民健康づくり運動である「健康日本21(第二次)」では生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支えあいながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現。その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項として下表のような目標を掲げています。

項目	現状(平成22年度)	目標(平成34年度)まで	
<b>運動</b>	日常生活の歩数の増加 (20歳～64歳)	男性 7,841歩 女性 6,883歩	9,000歩 8,500歩
<b>栄養・食生活</b>	1日の野菜摂取量の増加	282g	350g
<b>喫煙</b>	成人の喫煙率の減少	19.5%	12%
<b>休養</b>	睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	18.4%(21年歳)	15%
<b>飲酒</b>	生活習慣病リスクを高める量の飲酒している者の割合の減少 (一日常飲の摂取 男性:40g 女性:20g以上)	男性 15.3% 女性 7.5%	13% 6.4%
<b>歯・口腔</b>	80歳で自分の歯を20歯以上有する者の割合の増加	25%(17年歳)	50%

※出典: 厚生労働省「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」

※一部抜粋。その他の目標は厚生労働省のウェブサイトにてご確認ください。 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kenkoujippon21.html>

詳しくはスマート・ライフ・プロジェクト公式サイトをご覧ください。

<http://www.smartlife.go.jp/>

お問い合わせ



スマート・ライフ・プロジェクト 事務局  
厚生労働省「平成26年度健康日本21推進業務」委託事業  
TEL:03-3524-0786 e-mail:info@smartlife.go.jp

企業・団体・自治体のみならず

健康寿命をのばそう! スマート・ライフ・プロジェクト 参画のお願い

## スマート・ライフ・プロジェクトとは

「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした国民運動。運動、食生活、禁煙の3分野を中心に、具体的なアクションの呼びかけを、行っています。さらに今年度からは、3つのアクションに加え、健診・検診の受診を新たなテーマとして、更なる健康寿命の延伸を、プロジェクトに参画する企業・団体・自治体と協力・連携しながら推進しています。

適度な運動

### 「毎日プラス10分の運動」

例えば、通勤時のはや歩き。  
例えば掃除や庭いじり。  
日常でのからだの動きを増やすだけで健康生活に変わります。



いさい健康大使 三浦 健一郎

適切な食生活

### 「毎日プラス一皿の野菜」

いつもの食事にプラス一皿の野菜を。ちょっと意識して美味しく野菜を摂る事で、理想的な食生活に近づきます。



いさい健康大使 有森 裕子

禁煙

### 「たばこの煙をなくす」

たばこを吸うことは健康を損なうだけでなく、肌の美しさや若々しさを失うことにも繋がります。



いさい健康大使 平原 綾香

健診・検診の受診

### 「定期的に自分を知る」

早期には、自覚症状が無いという病気は少なくありません。そういうリスクを早期に発見し、対処していくためには、無症状のうちから定期的に自分のからだの状態を知っておくことが重要です。

「健診」は 皆の毎日の健康を守る最大の武器!

特定健診などの「健診」は健康の保持増進のために、そのときの健康状態を調べて問題があった場合に改善することが主目的です。毎年定期的に健診の受診を啓発しましょう。

定期健康診断、特定健診 など

「検診」は 大事な人や未来を守る最大の武器!

がん検診などの「検診」は、病気の早期発見・早期治療を可能にする上で大切です。従業員や職員、その家族の安心のため、また優秀な人材を失わないためにも、検診の受診を啓発しましょう。

各種がん検診 など

同じ「けんしん」という言葉でも、実は目的や内容が違うことを知っている人は少ないかもしれませんが。その違いを知ってもらうことも、興味を持ち、受診してもらうための一歩です。

# 「スマート・ライフ・プロジェクト」に登録・参加しましょう！ 登録無料

日本の「健康寿命」をのばす活動にご協力ください。

【企画メリット】従業員や職場の健康づくりのために、企業・団体における普及啓発活動にご活用いただける各種ツールや情報をご提供いたします。

## 特典1 スマート・ライフ・プロジェクトのロゴマークをご使用いただけます

スマート・ライフ・プロジェクトのロゴマークをポスター、パンフレット、社内報、CM、名刺、ホームページ等に使用可能。メンバーの思いや目標を盛り込んだカスタマイズも、マニュアルに沿ってご自由にデザインしていただけます。

**プロジェクトロゴマーク**

健康寿命をのばそう!  
Smart Life Project

＜カスタマイズデザイン例＞

① 目標や取り組みを自由に記入。

② メンバーとして、健康づくりに対する取り組みについて、当プロジェクトと連携したアピールも可能。

活用例

名刺やチラシ、Web サイト等に、企業・団体の事業、活動を示す広報ツールとしてご使用いただけます。また、商品パッケージや社内のメニューにも幅広くご活用いただけます。

## 特典2 オフィシャルポスターの配布といきいき健康大使ビデオメッセージダウンロードいただけます

企業・団体メンバー様の健康づくりの啓発や、イベント開催時に活用できるオフィシャルポスターの提供や、いきいき健康大使からのビデオメッセージをダウンロードいただけます。

いきいき健康大使からのビデオメッセージ

オフィシャルポスター

健診受診啓発ポスター

## 特典3 健康寿命をのばそう！サロンにご参加いただけます

企業・団体メンバー様の健康づくりに関する情報共有・交流の場として開催する勉強会にご参加いただけます。(年4回を予定)

スマート・ライフ・プロジェクトが掲げる3つアクションと「健診受診」の中から毎回テーマを設定し、取組事例の共有や、有識者の講演を行い、今度の取組みに貢献する場をご提供します。



## 特典4 健康寿命をのばそう！アワードにご応募いただけます

健康増進・生活習慣病予防への貢献に資する優れた取組を表彰します。

【部門】企業部門、団体部門、自治体部門

【表彰】厚生労働大臣賞(4件)、厚生労働省健康局長賞(最大15件)

※アワードについての詳しい説明は裏面のページをご覧ください

第2回 健康寿命をのばそう！アワード表彰式

## 特典5 メールマガジンを配信します

メンバーにはスマート・ライフ・プロジェクト関連イベント等、健康づくりに関する情報をメールマガジンで提供します。



## 特典6 企業・団体の健康寿命をのばすための優れた活動内容を紹介します

企業・団体メンバーとして活動内容を公式サイトでご紹介させていただきます。健康づくりを推進する企業・団体であることを広くアピールする場としてご活用いただけます。マイページの活動報告投稿画面から活動内容を記載の上、投稿ください。



ほかにも会員特典があります！

# ご登録方法

スマート・ライフ・プロジェクト公式WEBサイトに簡単に登録できます。 無料

<http://www.smartlife.go.jp/>

### step 1

スマート・ライフ・プロジェクトメンバー規約をご確認ください。

▶ 登録規約を確認

### step 2

登録フォームに必要事項をご記入いただき、「登録内容を確認」ボタンをクリック。

▶ 登録内容を確認

### step 3

ご登録いただいたメールアドレス宛に、マイページのIDとパスワードを記載した登録完了のお知らせメールをお送りいたします。

※ご登録いただきますと、事務局・厚生労働省により審査させていただきます。審査通過をもって、メンバーへの正式登録とさせていただきます。

# 健康寿命のばそう！アワードについて



スマート・ライフ・プロジェクトが掲げる3つのテーマ(適度な運動・適切な食生活・禁煙)及び健診・検診の受診率向上を中心に、企業・団体・自治体等において、健康増進・生活習慣病予防への貢献に資する優れた啓発・取組活動の奨励・普及を図ることを目的とした表彰制度です。

## 平成25年度「第2回 健康寿命をのばそう！アワード」表彰実績

### 【厚生労働大臣 最優秀賞】(1件)

株式会社タニタ  
 集団健康づくりパッケージ「タニタの健康プログラム」の展開



### 【厚生労働大臣 優秀賞】(3件)

- <企業> 大和証券グループ本社  
 人事部・健保組合・産業保健スタッフが一体となった健康増進の取り組みについて
- <団体> 東京都職員共済組合  
 大規模保険者「東京都共済組合」の生活習慣病予防への挑戦  
 ～「共済事業プラン2011」自覚的・自発的・自律的な健康づくり～
- <自治体> 呉市(広島県)  
 呉市糖尿病腎症等重症化予防事業 / はじめよう！減塩生活  
 その他、「厚生労働省健康局長 優良賞」として15件(企業5件、団体5件、自治体5件)を表彰。

大和証券グループ



# いきいき健康大使について

厚生労働省では、「国民の「健康寿命」の延伸」をテーマとして生活習慣病予防や各種健診の定期的な受診の必要性などについて普及・啓発をしていただくため、プロスキーヤー、冒険家の三浦 雄一郎さん、女子マラソン五輪メダリストの有森 裕子さん、シンガーソングライターの平原 綾香さんの3名を「いきいき健康大使」として任命いたしました。

毎日運動をプラス10分

10分

毎日野菜をプラス1皿

1皿

タバコの煙をゼロにする

タバコの煙

# 第3回 健康寿命をのぼそう！アワード

## ＜生活習慣病予防分野＞



**生活習慣病予防の啓発活動、健康寿命の延伸を目的とする、優れた取組を行っている企業・団体・自治体を表彰。**

### 【厚生労働大臣 最優秀賞】

須坂市保健補導員会（長野県）

「市民の健康を願って『自分の健康は自分でつくり守る』保健補導員の健康づくり活動」

### 【厚生労働大臣 優秀賞】（3件）

＜企業部門＞ 株式会社イトーキ（東京都）

＜団体部門＞ 一般社団法人江戸川区医師会（東京都）

＜自治体部門＞ 熊本市（熊本県）

### 【厚生労働省健康局長 優良賞】（13件）

＜企業部門＞

株式会社LC ウェルネス（静岡県）／株式会社グリーンハウス（東京都）／  
株式会社フレスタ（広島県広島市）／ヤマトグループ健康保険組合（東京都）

＜団体部門＞

NPO 法人・熟年体育大学リサーチセンター（JTRC）（長野県松本市）／

公立大学法人名桜大学健康・長寿サポートセンター（沖縄県名護市）／

地方独立行政法人市立吹田市民病院（大阪府）／日本禁煙推進医師歯科医師連盟（東京都）

＜自治体部門＞

加東市（兵庫県）／上山市（山形県）／北名古屋市（愛知県）／総社市（岡山県）／  
箕輪町（長野県）

### 【厚生労働省保険局長 優良賞】（2件）

全国健康保険協会大支部（大分県）／パナソニック健康保険組合（大阪府）

# 宿泊型新保健指導試行事業

(平成27年度予算(案):63,548千円)

## 趣旨・目的

- 日本再興戦略のアクションプランの一つである戦略市場創造プランにおける、ヘルスケア産業を担う民間事業者等が創意工夫を発揮できる市場環境の整備として、「**糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル、旅館などの地元観光資源等を活用して行う宿泊型新保健指導プログラムを平成26年度内に開発し、試行事業等を経た上で、その普及促進を図る**」とされている。
- また、健康日本21(第二次)においては、循環器疾患、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の一次予防に重点を置きつつ、合併症の発症や症状進展などの重症化の予防を重視した取組を進めるとともに、健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体で支援するため、社会環境の改善を通じた働きかけなどを推進していくこととしている。

※健康日本21(第二次)における目標例

- ・【糖尿病腎症による年間新規透析導入患者数の減少】現状:16,247人(H22)→ 目標:15,000人(H34)
- ・【糖尿病有病者の増加の抑制】現状:890万人(平成19年)→ 目標:1,000万人(平成34年度)

- 平成26年度に開発する**宿泊型新保健指導プログラムを平成27年度に試行することで効果検証を行い、プログラムの改訂**等を行った上で、生活習慣病予防に効果的で、汎用的な保健指導として、ヘルスケア産業等で活用されることを目指す。

## 事業概要

- 平成26年度に研究班で開発する宿泊型新保健指導プログラムを**医療保険者等(公募)**で試行するための**事業費を補助**し、事業結果・効果の検証を反映してプログラムの改訂を実施する。

【補助率】国10/10 【補助先】医療保険者等(公募)



## 策定の目的

日本人の食事摂取基準は、健康増進法(平成14年法律第103号)第30条の2に基づき厚生労働大臣が定めるものとされ、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギーと栄養素の量の基準を示すものである。

## 使用期間

平成27(2015)年度から平成31(2019)年度の5年間。

## 改定のポイント

「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会において検討を行い、平成26年3月に報告書を取りまとめ、その主な改定のポイントは以下のとおり。

- 1) 策定目的に、生活習慣病の発症予防とともに「重症化予防」を加えたこと。
- 2) エネルギーについて、指標に「体格(BMI)」を採用したこと。
- 3) 生活習慣病の予防を目的とした「目標量」を充実したこと。

## 大臣告示の予定

平成27年3月中の予定。

# 被災地健康支援事業(被災地健康支援臨時特例交付金)

平成23年度第3次補正予算額	29億円
平成26年度予算額	10億円
平成27年度予算案	4億円

- 住宅の再建は順次進められているが、完了までにはなお年数を必要とする状況。仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧症の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方の健康支援は重要な課題。
- このため、被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅等を中心とした保健活動等を支援する。

## 【事業の対象地域】岩手県、宮城県、福島県

(被災地健康支援臨時特例交付金により介護基盤緊急整備等臨時特例基金(既設)の積み増しにより実施。)

## 【事業内容】

被災県に設置されている基金に積み増しを行い、県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。

(地方公共団体が適当と認める団体への委託・補助または助成に係る費用も対象。)

- 仮設住宅入居者等を対象とした多様な健康支援活動の実施及びそれらを担う専門人材の確保
  - ・全戸訪問等による巡回健康相談などの実施
  - ・支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
  - ・生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
  - ・歯科医師等による歯科検診・指導
  - ・管理栄養士等による栄養・食生活指導
  - ・子どもの健康教室開催
  - ・保健師、管理栄養士等の専門人材の確保 等
- 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営
- 被災者特別健診等事業
  - 特定健診非対象者(18~39歳未満)に対する健康診査等の実施や特定健診の項目追加 など

# 東日本大震災被災自治体における保健師の 確保に向けた取組への協力依頼

○東日本大震災の被災自治体から、保健師の派遣要望が寄せられていることから、保健師の確保に向けた取組の強化が課題となっているところ。



○それらを担う専門人材の確保策として、以下のような取組を行ったところであり、今後も引き続き保健師の確保について支援していく必要がある。

- ・平成26年3月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国の自治体あてに協力依頼通知を发出
- ・平成26年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師への周知を依頼
- ・平成26年12月に、全国の自治体あてに保健師派遣の協力依頼通知を发出



# 保健師に係る研修のあり方等に関する検討会 中間とりまとめ(平成26年12月)概要



## 保健師の研修をめぐる現状と課題

○:現状、⇒:課題



### (1) 保健師の人材育成に係る背景及び系統的な研修の必要性について

○地域保健関連施策等の変化に伴い、施策が分野ごとに実施される中、総合的に施策を推進する上で、保健師には一層の連携調整能力の習得が求められている。

⇒連携調整能力を習得するための系統的な研修体制の構築

○自治体内の保健師の年齢構成の偏りや配置人数の規模によっては、保健師の指導者の確保や系統的な研修の実施、ジョブローテーションによる人材育成の体制づくりが難しい。

⇒人材育成を進める上で、保健師の研修やジョブローテーション等に対する自治体としての理解及び必要性に対する合意を得ること



### (2) 各期の考え方や保健師に求められる能力について

○新任期：個別支援や地区診断に基づく地区管理等の能力を醸成し、保健師としての基本的な視点及び実践能力を獲得する時期である。

⇒事例管理、健康危機管理等の管理機能を管理期に発揮できるようにするため、管理能力の育成についても新任期から系統的に進めること

⇒各保健師の基本的能力の習得状況を確認しつつ、個別性に着目した人材育成のあり方を検討

○中堅期：管理職を志向する者もいれば、現場での実践能力を高めてより専門性を発揮していきたいと考える者もあり、出産・育児の時期と重なるため、産休や育休を取得する保健師も多い。

⇒多様性を踏まえた対応を検討するとともに、主体的に自らの目指すべき方向を考えることができるよう、人材育成を推進すること



# 保健師に係る研修のあり方等に関する検討会 中間とりまとめ(平成26年12月)概要



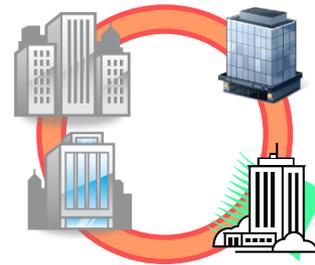
## 保健師の研修をめぐる現状と課題

○:現状、⇒:課題

- 管理期：定義が様々である。また、健康危機管理、組織運営管理等の管理機能の発揮が求められる。近年、部長職や課長職に就く保健師が徐々に増えている。  
⇒定義を明らかにすることや管理能力の習得  
⇒職位に就くまでに必要な能力を系統的に習得することができる人材育成体系を構築すること
- 統括的な役割を担う保健師：保健師活動指針に役割や位置づけが明記されたこともあり、自治体においてその重要性が認知され、配置が進んできている。  
⇒このような役割を担う保健師の配置と継続的な確保に向けた各自治体における育成

### (3) 関係機関等との連携について

- 関係機関等との研修実施における連携状況について実態把握が十分ではない。  
⇒どのような連携・活用が効果的なのか、留意点等を含めた実態を把握すること



### (4) 自治体組織における研修の意義の明確化について

- 各自治体にある係員、係長、課長、部長といった職位ごとの研修に加え、保健師には専門職としての資質向上を図ることが重要であり、職種別の研修体系を用意している自治体もある。  
⇒各研修の対象や目的、キャリア形成上の位置づけ等の明確化



### (5) 現行の研修事業について

- 全国レベルの保健師の研修事業は、国立保健医療科学院、日本看護協会、全国保健師長会等の実施主体により実施されており、一定の効果をあげている。  
⇒研修の対象者や到達目標等について実施主体ごとの役割分担の整理



# 保健師に係る研修のあり方等に関する検討会 中間とりまとめ(平成26年12月)概要



## 今後の検討の方向性

### (1) 体系的な研修体制の構築

- 本検討会の議論や厚生労働科学研究の報告書のほか、「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」の到達目標や「看護師等養成所の運営に関する手引き」の保健師に求められる実践能力も参考に、標準的なキャリアラダーを示すため、さらなる検討を行う。
- 行政職及び専門職の両側面からの保健師の人材育成が体系的に推進されるよう、既に人材育成の仕組みを構築している自治体や厚生労働科学研究等の成果を参考に、キャリアラダーやキャリアパス等を整理して示す。
- 一般企業の取組等も参考に産休・育休取得者のキャリア継続支援の充実策の検討を行う。

### (2) 既存の研修事業のあり方

- 研修派遣の必要性が自治体に理解されるよう、研修の成果がどのように業務に生かせるのかを明確にするため、関係機関・団体が実施する研修の役割分担の調整及び各研修間の関係性について検討を行う。
- 個々の研修については、研修自体の改革、補助金の活用、大学院との連携、遠隔教育システムの併用など多角的に、かつ自治体の現状に配慮した方向で検討する。

### (3) 関係機関等との連携体制の構築

- 都道府県の取組や都道府県と市町村との連携状況等の事例を集約し、連携の促進方策を検討する。
- 教育機関や関係団体等と自治体との研修の企画・運営等の連携の実態について全国的なデータや事例を集約した上で、保健師の現任教育における有効な連携方策等を検討し、提示する。

